

徳島県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	変更年月日
	旧	新		
水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四五番地二	徳島市北島田町一丁目四六番一	医療法人三成会	令和二年五月一日